

## 平成29年度 神戸市国民健康保険運営協議会 第3回専門部会（保険料）

- 1 日 時 平成30年1月31日（水） 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 市役所1号館8階 大会議室
- 3 出 席 者 神戸市国民健康保険運営協議会委員(敬称略)  
公益代表 足立(正)委員、中田委員、赤田委員  
保険医・薬剤師代表 村岡委員  
被保険者代表 玉田委員  
専門委員（敬称略）  
上村委員、足立(泰)委員  
神戸市（事務局）  
三木保健福祉局長、花田高齢福祉部長、  
野崎国保年金医療課長、有原国保適正化担当課長
- 4 議 題 ①平成30年度本算定結果と神戸市における保険料のあり方について  
②延滞金の減免基準について  
資料1 1 平成30年度本算定 納付金額（賦課総額）、賦課割合、  
標準保険料率(神戸市)  
2 子育て世帯、障害者・寡婦（夫）世帯への配慮  
3 保険料負担の緩和措置の実施  
資料2 平成30年度 保険料試算：比較グラフ  
① 現行保険料（29年度）  
② 標準保険料（30年度本算定）  
③ 新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の  
継続） 緩和措置前（30年度本算定）  
④ 新独自控除（子ども控除、障害者・寡婦（夫）控除の  
継続） 緩和措置後15%上限（30年度本算定）  
参考資料 激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法  
について（兵庫県）  
資料3 延滞金の減免基準（案）

## 5 議事内容

### (1) 資料1・2について

事務局より説明

<主な意見・質問>

委員：保険料試算グラフについて、現行保険料のグラフがどうであろうが、激変緩和後のグラフがほぼ現行どおりになるのがすごい。

事務局：結果としてであって、これは激変緩和の中で今後の統一保険料のあり方をまた見据えて考えていきたいと思っている。今回については、結果としてそのような水準に落ち着いてるということである。結果的にだが、標準保険料というのが近隣市の標準的な保険料であるということがかえって鮮明にわかるのではないかということで、結果的には他都市比較したようなものであり、これによって神戸市の今の保険料はどういう特性を持ってるのかというのが、保険者にとってもよくわかるのではないかと思う。それと、激変緩和の15%については、はっきりとした根拠はないが出ている根拠として激変緩和に要する財源の特例基金の設置年数の6年より割り戻した15%となる。

委員：障害者や寡婦（夫）の控除をしている他都市はかなりあるのか。そこにおける神戸市の独自性はかなり残る。

事務局：県内市町ではない。政令市では名古屋のみ、あと岐阜県の市町村でしているところもあると聞いたことがあるが、ほとんどないというのが現状である。名古屋から転勤する人は少なく、近隣市との移動が一番主であることから、神戸市の保険料は近隣市とかなり違ってたと考えている。

委員：寡婦（夫）を控除する根拠は何か。

事務局：基本的に障害と寡婦（夫）が税制度上同等の控除がもともとセットである。

委員：寡婦（夫）になったことによって、生活状況は非常に変わり、例えばそれまでは夫の収入に依存していた女性が、夫が亡くなったことにより急に生活が激変することはわかるが、それを考慮しても、し

ばらくは生活していけるんのではないかと思うが、この制度がある限りずっと控除するということか。

事務局：この制度は大体6年ぐらい継続するという見込みであり、現在独自控除の中で寡婦（夫）が控除対象になっているため、今控除を受けている方に対しての影響を考えた場合、控除を残さざるを得ないと思う。

委員：確かに見事に現行と大きく変更なしに、突出している所得割だけが、限界の10%を切ったので、目指す効果が達成されているような気がする。

事務局：激変緩和は達成したが、逆に資料2の所得割の保険料率について、今現在10.27%で、2桁というのはほとんど神戸市しか無く、それはおおよそ切ることができるかと思ったが、結果的に独自控除と激変緩和措置で40億円以上を使ったために、9.34%まで跳ね上がってる。これについてはちょっとどうかとは思いますが、両方を実施しようと思ったなら止むを得ない。

委員：しかし、将来的にはこの所得割の保険料率は下がっていくというところか。

事務局：そういうことである。

委員：激変緩和措置が15%ずつ適用されるので、次年度は9.34%だが、その次の年度は何%になるかはわからない。あと、恐らく税制改正の賦課限度額の引き上げも含まれた試算になっていると思われるが、それにより所得割の保険料率が下がるといった効果が入っているのではないかと思われる。

事務局：将来的なことではわからないが、県下統一の保険料にするときには、先ほどの子どもと寡婦（夫）に対する控除はどうするのかということは、同じような問題として残っている。

委員：そのため、今後、今の住民税の所得控除の金額をそのまま適用しているが、この部分について、その金額でいくのか、その分を縮小していくのかとかというのは議論しないといけない。

事務局：あくまでも激変緩和は当面の間という扱いである。

委員：この標準保険料率が示されたということで、本来はこういう負担であるということが示されたということは、すごく意味のあったことではないかと思う。これを見ると、世帯にもよるが基本的には神戸市は高所得層にかなり負担をお願いしているような構造になっているということが一見してわかる。それがどうだという話ではないが、そういう比較ができるということだと思う。

事務局：少なくとも県に納付金を納める前提として、その了解をいただいた上で保険料を納めていただくということと思っている。

委員：その際に、やはり保険料というのは実際に上げるのは必要だが、ただ何分保険料を納付していただく、払っていただくというスタンスが重要だと思われる。今回、当分の間ということで激変緩和措置を講じてはどうかとあるが、例えば資料2の8ページについて、先ほどはパーセンテージで話していたが、仮に額面では200万円相当の所得の方が、本来ならば去年よりも今年12万3,120円上がる。12万円というのはやはり大きいと思う。それを1万4,760円の上昇にとどめた。そうすると、12万円上がった場合、「払う、払わない」という視野で考えた場合に、「払わない」じゃなくて「払えない」。そういったようなことを考えた場合には、やはり激変緩和措置をせざるを得ない、それはこういった額面からわかってくると思う。しかも、当分の間ということで、6年で均等にし、それがあゆむに1万4,760円という金額だったと思うが、そのあたりも1人の世帯の方に負担していただく、ある程度の上限を見越しながら、逆算して算出している、そういったような視点で考えた場合には、今までの説明の内容を聞いていても、実際に払えるような、払えるスタンスというのはここから見て取れると思う。結局のところ、幾ら必要財源を22億円入れます、23億円入れます、それを保険料でカバーするということは、言いかえるならば、1万4,000円にとどまったというのは、そのかわり神戸市内の別の世帯の方が負担している、それは事実だと思う。最終的に1万4,760円にとどまったが、結局は12万3,120円払う状況がいずれは来るというのは、やはり一つの事実として受けと

めておいたほうがいい。

事務局：これは、要するに県内で引っ越しされたら、払わないといけない額だということで認識していただく。それこそ都道府県化の一つのメルクマールだろうと思う。今まで、それが見えてなくて、神戸市の保険料は高いや安いという議論があったが、これで明確に見えるようになるという気がする。あえて出しているのだが、赤のラインは激変緩和前で、独自控除をあえて適用することによって、保険料が上がる場所は上がることをわかっていただく。これは被保険者間の負担で成り立っているということもわかっていただく。

委員：確かに今の話で、資料2の7ページについて、若干三角マークのラインが少し出ているので見やすいと思うが、夫婦2人で子ども1人世帯で、その所得が350万円未満であった場合には、標準保険料率よりも安い保険料だが、同じ家族構成でありながらも、所得が350万円を超えた場合、標準保険料率より今度は多く払わざるを得ない。そういった意味では、本当にわかりやすく、同じ世帯でありながらもその負担というのは神戸市内で負担しているというのは、その言葉のとおりだと思う。

委員：平成29年度と比較し増加率が15%を超える人が出てくるのは不思議ではないのか。15%を超えている数字が出てくるのは何故かと考えたのだが、金額ではなく差額のことか。

事務局：現行の保険料の15%ではなく、差額を6等分した15%ぐらいということである。条例上はきちんと前年の保険料の計算をした上で、それに0.85を掛けることで算出する。いわゆる逆にこの算式ありきである。15%という数字よりもむしろその算式ありきというのが条例上の文言では出すつもりである。説明が難しく、ぱっと聞いたときにわかりにくいところがある。単純にいうと、2倍以上、100%以上を超えたときに15%を超えてしまう。ちょうど2倍で15%となる。差が100のときに15になるが、少しその15%という表現の意味合いが難しい。例えば、6ページの2人世帯で所得60万円のところでは、少し15%を超えたり、7ページの3人世帯で所得100万のところでも、

少しだが上昇が100を超えてしまい、2倍を超えるので、その分は15%を超えてしまう率のところがある。15%の意味は差の15%ということである。

委員：配慮はしているが、複雑になってしまっているので、市民に対するその伝え方というのは、かなり工夫をしていかないといけない。

事務局：どういう記載にするかはこれからだが、基本的にはそれだけ軽減をされているということがわかるように記載したい。料率だけではそこは見えてこないもので、その分を軽減、控除されているということが見えるようにしたい。これに加えて医療費の伸びがあったりとか、実際にはほかの要素が関わってくるので、わかりやすく説明しないといけないと思っている。大事なのは、まず標準の保険料率を見てもらうことが必須だろうと思っている。それと、やはり条例上に基づいて計算しているので、その算式は書かざるを得ないと思う。

委員：あと、今までと違って、保険料を徴収してそれを都道府県に納付するということは、こちらの徴収が100%だったならば、当然いただくお金をすべて返すだけで済むが、これが100%ではなかった場合には、ある意味神戸市が負担をせざるを得ない部分が出てくるということではないか。ということ、やはりいかにして今度は徴収するのか、これが本当に必要になってくる。

事務局：今、想定している保険料の収納率は93.5%であり、昨年度の決算見込みの実勢とほぼ同じである。先ほど冒頭に説明したこの賦課総額は、今説明した93.5%という収納率を前提に割り戻した数字なので、これだけ掛ければ本来県に納めるべき額が一応実現できる。ただ、今想定している収納率が下がってしまうと、それはとり漏れるので、そうならないようにすることが必要になる。また、料率を上げていくことでこの数字も下げていくことは可能であるから、そういう意味でも努力をしていく必要はある。収納率は、政令指定都市の中で見ると、平均よりは高い。加えて標準化ということで延滞金の話も今回は入れている。

委員：そういう意味では、あわせもってきちんとしている。

## (2) 資料3について

事務局より説明

<主な意見・質問>

委員：生活保護受給開始後の滞納分というのは、概念的にあり得るのか。

事務局：生活保護受給になると、基本的には国保の資格がなくなり、生活保護ということになるが、タイムラグの問題があると思われる。そういう意味では、国保から生活保護に切りかわる方は一定いるが、国保の期間中の保険料を滞納している分については、保護になったことをもって免除されるわけではないので、それについて当然保険料納付義務は消えないということである。それについていわゆる納付の義務があるため、いろいろと払わない状態が続くと延滞金もかかってくる。

委員：「生活保護開始後の」という意味は、開始の滞納金なのか。

事務局：保険料は開始前ということになるが、それを納めるのは開始後であると、生活保護でありながら保険料を納めることになり、それについては延滞金を減免しようというものである。

委員：生活保護開始後の開始前の滞納分ということか。文章上かなり省略されている。滞納分を伴って生活保護を受けた場合の滞納金のことか。

事務局：わかりにくい表現だった。延滞金が発生した時点では、生活保護受給者だった。ただ、生活保護受給決定前の保険料について納めることになるが、納めた時点では事情があるので、延滞金は減免、免除しようということである。

## (3) 専門部会としての意見

平成30年度から国保運営が都道府県化に伴って、兵庫県の国保運営方針においても、将来統一保険料の方向が出されて示されているわけであるが、その中で、神戸市の保険料の算定方式については、まず賦課割合を標準保険料ベースとしてはどうかという提案がされた。

続いて、配偶者・扶養親族に係る独自控除は廃止する。ただ、18歳以下の子ども及び障害者、寡婦（夫）に係る独自控除は、当分の間、措置としては継続してはどうかということである。

それから、制度改正により保険料が上昇する世帯については、平成29年度の保険料からの上昇幅を本来上昇する額の15%までに抑える、激変緩和措置を講じてはどうか。